

役員報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名寄市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、本会役員報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、定款第18条に定める理事及び監事（以下「役員等」という。）をいう。

(報酬の支給範囲及び支給額)

第3条 本会役員等のうち、会長に対し役員報酬を支給するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 会長 日額5,000円ただし、月の勤務日数は12日を超えない範囲とする。

2 前項に定める以外の役員等には報酬を支給しない。

(支給の方法)

第4条 報酬の支給日及び支払方法については、本会職員の給与に関する規程の定めるところに準ずる。

(旅費及び費用弁償)

第5条 役員等が本会用務のため旅行するときは、本会旅費規程により旅費を支給する。

2 役員等（会長及び市職員で役員等に委嘱されている者を除く。）が、会議等（会長副会長会議、理事会、評議員会、監査、各部会、委員会）に出席したときは、費用弁償として1日2,000円を支給する。

3 同一の日に2以上の会議に出席した場合は、前項の費用弁償は重複して支給しない。

(旅費及び費用弁償の支給)

第6条 旅費及び費用弁償は、その都度支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。